



〔遊休農地にお悩みの方必見！〕 遊休農地解消緊急対策事業 のご案内



隣の遊休農地を解消して
耕作できればいいのに…

農地中間管理機構に
お任せください！



遊休農地解消緊急対策事業では、遊休農地を解消し、
新たな担い手へ貸し付けるお手伝いします！



草刈りから、



抜根、

※詳しくは裏面をご覧ください



耕起・整地まで

借りたことで効率よく
耕作できるようになった！



農地の所在する農地中間管理機構、都県、関東農政局農地政策推進課へ
お気軽にご相談ください！

関東農政局農地政策推進課
 (公社) 茨城県農林振興公社
 (公財) 群馬県農業公社
 (公社) 千葉県園芸協会
 (公社) 神奈川県農業会議
 (公財) 長野県農業開発公社

TEL : 048-740-0144

TEL : 029-350-8687

TEL : 027-251-1220

TEL : 043-223-3011

TEL : 045-651-1703

TEL : 026-217-7167

(公財) 栃木県農業振興公社

(公社) 埼玉県農林公社

(一社) 東京都農業会議

(公財) 山梨県農業振興公社

(公社) 静岡県農業振興公社

TEL : 028-649-0818

TEL : 048-558-3555

TEL : 03-3370-3047

TEL : 055-232-2760

TEL : 054-250-8988

遊休農地解消緊急対策事業の詳細

「地域計画（目標地図）」の実現に向けて、農地中間管理機構が遊休農地を含めた地域内の農地を借り受け、簡易な整備を行ったうえで担い手に貸し付けます。

《事業の概要》

● 対象農地

農業振興地域農用地区域内の農地のうち、**簡易な整備で解消可能な遊休農地（緑区分注）**

(注)緑区分の遊休農地とは草刈り等を行うことにより、直ちに耕作することが可能となる農地。農業委員会による遊休農地調査を実施し、緑区分と判断された農地に限ります。

● 要件

農地中間管理機構に**10年以上貸付けること**。※使用貸借(賃料0円)が条件
農地中間管理機構が遊休農地を解消した年度の翌年度までに耕作者により耕作が再開されること。

● 作業内容

草刈、除礫、抜根（新植、改植された樹木除く）、**耕起・整地**、その他必要と認められるもの。

※「その他必要と認められるもの」については別途協議が必要となります。

● 解消費用

43,000円/10aの範囲で農地中間管理機構が解消。

※上記の金額を超過した分は、所有者又は耕作者の負担となります。

実際の事業活用による解消事例

Before



(草刈、耕起・整地を実施)

After



Before



(草刈、耕起・整地を実施)

After

